

V 札幌市文化芸術基本計画

札幌市文化芸術基本計画

平成 19 年 4 月 1 日から施行された札幌市文化芸術振興条例の規定に基づき、札幌市が平成 9 年に文化芸術振興の指針として「札幌市芸術文化基本構想」を策定して以降の文化芸術を取り巻く社会的背景等に対応し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針として、札幌市文化芸術基本計画を平成 21 年に策定した。

■基本計画の目指すところ

近年、文化芸術の持つ創造性を活かし、産業振興や地域活性化につなげていく「文化芸術創造都市」としての取組みが欧州をはじめとする都市の再生に大きな成果をあげている。

文化芸術の持つ広がりや都市の発展が密接に結びついている都市像は、将来の札幌のあるべき姿であり、この基本計画は、文化芸術による成果が次々と花ひらくように循環して生み出されていく「花ひらく創造都市」の実現を目指す。

なお、計画期間は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間とする。

■文化芸術振興の基本的な視点

文化芸術の振興を図るにあたって、次の 3 つの基本的視点を踏まえる。

- (1)札幌の歴史を伝える（過去への視点）
- (2)市民の活力を引き出し、心豊かな生活を楽しむ（現在への視点）
- (3)将来への布石を打つ（未来への視点）

■今後の札幌の文化芸術施策

「花ひらく創造都市」を目指し、振興施策を 4 つの体系に整理する。（施策体系は ページ参照）

(1)札幌の文化芸術を育てる

- ・多彩な文化芸術イベントの開催
- ・文化芸術のための施設の整備・活用等
- ・子どもたちの文化芸術活動の充実
- ・アーティストのステップアップ促進

(2)札幌の文化芸術をつなぐ

- ・連携による新たな事業の構築
- ・文化芸術をつなぐ新たな役割の育成・支援
- ・アートセンターの検討
- ・意見交換の仕組みの構築

(3)札幌の文化芸術を発信する

- ・情報発信機能の強化
- ・国際的イベント、活動団体に対する支援

(4)札幌の文化芸術を継承し、活かす

- ・文化遺産・自然遺産の保存・継承と理解促進

■文化芸術施策の推進にあたって

文化芸術施策を着実にかつ効果的に推進していくため、次の4点に配慮する。

(1)幅広い連携の強化

(2)計画の点検・評価

(3)みんなで支える仕組みづくり

(4)文化行政のあり方